電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより備え置くことができる。 ［２　略］	磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。 ［２　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第一号　原子力規制委員会規則第一号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第三十五条の五第一項の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年七月十四日

文部科学大臣　永岡　桂子
原子力規制委員会委員長　山中　伸介

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令（平成二十四年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の三**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　機構法第十六条第一項第一号に規定する基礎研究及び基盤的研究開発に関する事項 二　機構法第十六条第一項第二号に規定する研究開発に関する事項 三　機構法第十六条第一項第三号に規定する研究の成果の普及及び成果の活用の促進に関する事項 四　機構法第十六条第一項第四号に規定する機構の施設及び設備の共用に関する事項	（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の三**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　機構法第十六条第一号に規定する基礎研究及び基盤的研究開発に関する事項 二　機構法第十六条第二号に規定する研究開発に関する事項 三　機構法第十六条第三号に規定する研究の成果の普及及び成果の活用の促進に関する事項 四　機構法第十六条第四号に規定する機構の施設及び設備の共用に関する事項
五　機構法第十六条第一項第五号に規定する研究者の養成及び資質の向上に関する事項 六　機構法第十六条第一項第六号に規定する技術者の養成及び資質の向上に関する事項 七　機構法第十六条第一項第七号に規定する放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する事項 八　機構法第十六条第一項第八号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 九　機構法第十六条第二項に規定する業務に関する事項 十～十二　［略］ （中長期計画の認可申請） **第二条**　［略］ ２　機構は、通則法第三十五条の五第一項後段の規定により中長期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣（当該変更が機構法第十六条第一項に規定する業務のうち、放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項に係る変更である場合については、文部科学大臣及び原子力規制委員会）に提出しなければならない。	五　機構法第十六条第五号に規定する研究者の養成及び資質の向上に関する事項 六　機構法第十六条第六号に規定する技術者の養成及び資質の向上に関する事項 七　機構法第十六条第七号に規定する放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する事項 八　機構法第十六条第八号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 ［号を加える。］ 九～十一　［同上］ （中長期計画の認可申請） **第二条**　［同上］ ２　機構は、通則法第三十五条の五第一項後段の規定により中長期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣（当該変更が機構法第十六条に規定する業務のうち、放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項に係る変更である場合については、文部科学大臣及び原子力規制委員会）に提出しなければならない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。